

1 移動支援

1) サービス内容

社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることが出来るものに対し、その際の移動の介護を行なう。

2) サービス種類

「移動支援身体介護あり」・・・車椅子を利用している対象者

「移動支援身体介護なし」・・・上記以外の方

3) 利用者負担金

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	利用者負担なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限額管理は行なわない。

4) 単価・算定基準

	30分	1時間	1.5時間	以後30分
身体介護なし	800円	1,600円	2,400円	800円加算
身体介護あり	1,600円	3,200円	4,800円	

30分を最小単位とし、15分以上経過で次単価額を算定する。

2 生活サポート

1) サービス内容

おもに介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られない場合、自宅での対象者の見守りを含む支援を行なう。

2) 利用者負担金

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	利用者負担なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限額管理は行なわない。

3) 単価・算定基準

- ・単価 30分あたり800円（以降、時間数に乗じて計算）
- ・30分を最小単位とし、15分以上経過で次単価額を算定する。

3 日中一時支援

1) サービス内容

介護者の疾病、事故などで、家庭での介護が一時的に困難になった場合や介護者の休養が必要な場合など、日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に滞在する。

2) 利用者負担金

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	利用者負担なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限額管理は行なわない。

3) 単価・算定基準

時間区分	4時間以下	4時間超～8時間以下	8時間超
単価	2,500円	5,000円	7,500円

4 地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）

1) サービス内容

日中の活動の場として通所をし、機能訓練、創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練等を行い、自立の促進、生活の改善、機能の維持向上等を図る。

2) 利用者負担金

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	利用者負担なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限額管理は行なわない。

3) 単価・算定基準（身体障害者の場合）

区分	4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上
区分A	2,930円	4,890円	6,360円
区分B	2,670円	4,440円	5,780円
区分C	2,390円	4,000円	5,200円

利用者区分は区分判定票により調査を行い決定する。